

図柄入りナンバープレート「土浦ナンバー」デザイン利用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、図柄入りナンバープレート「土浦ナンバー」（以下「土浦ナンバー」という。）の背景デザインの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 この要綱において、土浦ナンバーの背景デザイン（以下「本件デザイン」という。）は、別図に定めるとおりとする。

(利用の範囲)

第3条 本件デザインは、その利用が土浦ナンバー対象地域内外への情報発信等に寄与することであると図柄入り土浦ナンバー推進協議会会長（以下「会長」という。）が認めることについて、利用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件デザインの利用を承認しないものとする。

- (1) 土浦ナンバー対象地域の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 第三者の利益を害するおそれのあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用するとき。
- (5) 特定の宗教活動又は政治活動を目的とするとき。
- (6) 特定の個人、又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (7) 本件デザインの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (8) 本件デザインのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (9) 本件デザインの著しい変形その他ロゴ等の利用が適当でないと認めるとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本件デザインの利用が不適当であるとき。

(利用の申請)

第4条 本件デザインを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる場合を除き、図柄入りナンバープレート「土浦ナンバー」デザイン利用申請書（第1

号様式。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体において利用する場合
 - (2) 報道機関が報道の目的で利用する場合
 - (3) 前2号に掲げるほか会長が適当と認めた場合
- (利用の承認)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定したときは、図柄入りナンバープレート「土浦ナンバー」デザイン利用承認(不承認)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による利用の承認をするときは、条件を付することができる。
- (変更申請等)

第6条 前条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の承認を受けた事項を変更しようとするときは、図柄入りナンバープレート「土浦ナンバー」デザイン利用承認変更申請書(第3号様式)に変更に係る書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- 2 会長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その変更の可否を決定したときは図柄入りナンバープレート「土浦ナンバー」デザイン利用変更承認(不承認)通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の承認を得た用途にのみ利用し、会長が付した条件に従うこと。
- (2) 利用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 本件デザインを利用して、商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) 本件デザインを利用して作成した最終成果物を会長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。

- (5) 会長から要請があった場合は、本件デザインの利用実態を報告すること。
- (6) 事故、知的財産権の侵害等、本件デザインの利用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め利用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(利用の承認の取消し)

第8条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、利用の承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定による取消しをしたときは、利用者に図柄入りナンバープレート「土浦ナンバー」デザイン利用承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用の承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該利用の承認を受けて作成した最終成果物の利用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

4 承認取消者は、会長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該承認取消者の負担でこれを行わなければならない。

5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、会長は一切の責任を負わない。

(利用料)

第9条 本件デザインの利用料は、当分の間、無料とする。

(利用に起因する問題)

第10条 利用者は、本件デザインの利用に起因する問題が生じたときは、利用者の責任をもって速やかに対処するものとし、会長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第 1 1 条 利用者は、本件デザインの利用に起因する問題により土浦ナンバー使用対象地域の市区町村に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 1 2 条 会長は、本件デザインの利用承認の状況等について、情報を公開することができる。

(事務)

第 1 3 条 この要綱に関する事務は、土浦市政策企画課が行う。

(委任)

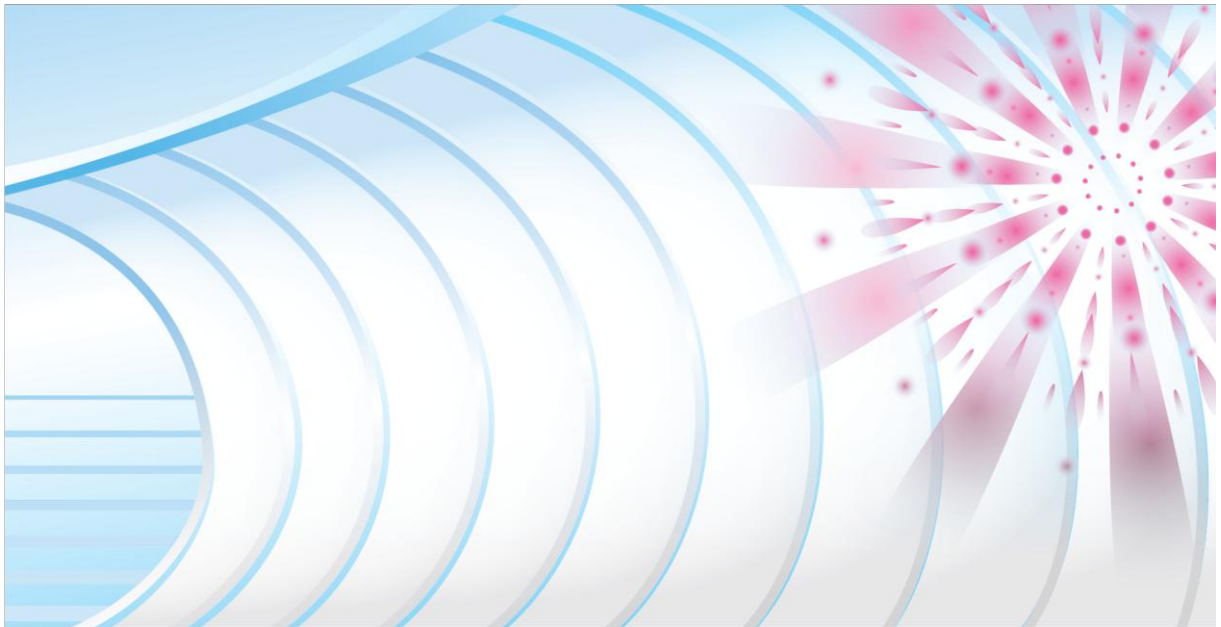
第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 3 1 日から施行する。

別図(第2条関係)

土浦ナンバーの背景デザイン (カラー)



土浦ナンバーの背景デザイン (モノトーン)

